食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査結果について (平成23年3月末時点)

≪調査の概要≫

○ 食品安全委員会が行った食品健康影響評価(リスク評価)が、食品の安全性の確保に関する施策(リスク管理措置)に適切に反映されているかを把握するため、食品安全基本法第23条第1項第4号の規定に基づき、食品健康影響評価の結果に基づく関係行政機関(リスク管理機関)の施策の実施状況について、年2回調査を行っているもの。

≪調査対象≫

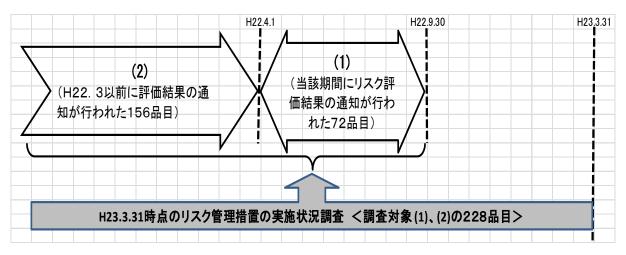
- 本調査は、
 - (1) <u>平成22年4月1日から平成22年9月30日までの間に、リスク管理機関に対して評価結果の通知を行った評価品目(6分野、72品目)</u>

添加物7品目、農薬26品目、動物用医薬品26品目、化学物質・汚染物質 2品目、遺伝子組換え食品等10品目、新開発食品1品目

(2) (1)以前に評価結果の通知が行われたが、<u>前回までの調査において、具体的な</u>リスク管理措置が講じられていなかった評価品目(9分野、156品目)

添加物9品目、農薬85品目、動物用医薬品27品目、化学物質・汚染物質28品目、微生物・ウイルス2品目、かび毒・自然毒1品目、遺伝子組換え食品等1品目、新開発食品1品目、肥料・飼料等2品目

を対象とし、平成23年3月31日時点の施策の実施状況について調査を行った。



≪施策の実施状況の概況≫

- 今回の調査対象 228 品目のうちリスク管理措置が講じられたものは 97 品目であった。リスク管理措置の傾向として前回調査(平成 22 年 9 月末時点)よりリスク管理措置済みのものの割合は高くなっている(※)。
 - ※ リスク管理措置済みの割合 今回:43% 前回:31%

○ リスク管理措置済のもの(資料3-2の一覧表のAに分類)については、いずれ も評価結果を踏まえて適切なリスク管理措置がなされていると考えられる。

【詳細は資料3-3】

○ リスク管理措置が済んでいないものの進捗状況については、評価結果を通知してから2年以上「審議会等の準備中(F)」となっているものが農薬において6品目、動物用医薬品において4品目見られる。これらはいずれも、残留基準設定に必要な資料(残留試験データ等)の収集中であるためとされている。

【詳細は資料3-2】

- なお、「その他 (G)」の 32 品目については、
 - ・農薬で清涼飲料水に関するもの(※1)が22品目
 - ・動物用医薬品で薬剤耐性菌に関するもの(※2)が8品目
 - ・農薬で用途拡大に伴い再度評価依頼を行う方向で調整中のものが1品目
 - ・新開発食品で申請者が申請の取り下げを行う方向で調整中のものが1品目となっている。
 - ※1) 清涼飲料水中の規格基準の設定のために評価依頼を受けたが、平成 22 年 12 月に、厚生労働省において、清涼飲料水の成分規格としてではなく、ポジティブリスト制の導入に伴う農薬の暫定基準値の見直しの中で対応するという方針が決定されたもの。
 - ※2) 評価書において、薬剤耐性菌を介した影響についても考慮する必要があり、 これについては検討中とされているもの。

【詳細は資料3-2】

(参考)

≪調査方法≫

○ 調査は、リスク管理機関から、対象の評価品目ごとに「リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート」による報告(平成23年3月31日現在)を受けることで行った。